

第9章 法令変更等

(通知等)

第94条 この契約の締結後に「法令等」が変更され、又は新設されたことにより、「本件施設」を「設計図書」に従い整備できなくなった場合、この契約若しくは「募集要項等」で提示された条件に従って「維持管理業務」または「運営業務」を実施できなくなった場合又はこの契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断した場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを甲に対して通知するものとする。但し、既に第55条の協議の対象となっているものについては、この限りではなく、本章の規定は適用しない。

- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされた時以降において、この契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。この場合において、甲又は乙は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び追加的な費用の負担等)

第95条 甲が乙から前条第1項の通知を受領した場合、この契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該「法令等」の変更又は新設(以下「法令変更」という。)に対応するために速やかに「本件施設」の設計・工事、この契約、「要求水準書」の変更並びに追加的な費用の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、法令変更に係る「法令等」の公布日から120日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該法令変更に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い「本事業」を継続するものとする。この場合において追加的な費用の負担は、別紙9に定める負担割合によるものとする。
- 3 法令変更により乙が「運営・維持管理業務」の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務をしなかったことにより免れた費用に相当する金額を「サービス対価2」から減額することができるものとする。

第10章 「不可抗力」

(通知の付与)

第96条 この契約の締結後に「不可抗力」により、「本件施設」を「設計図書」に従い整備できなくなった場合、この契約若しくは「募集要項等」で提示された条件に従って「運営・維持管理業務」を実施できなくなった場合又はその他この契約に基づく履行ができなくなった場合若しくはこの契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断した場

合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを甲に対して通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされた時以降において、この契約に基づく自己の義務が「不可抗力」により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。この場合において、甲又は乙は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び追加的な費用の負担等)

第97条 甲が乙から、前条第 1 項の通知を受領した場合、この契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該「不可抗力」に対応するために速やかに「本件施設」の設計・工事、この契約、「要求水準書」の変更及び追加的な費用の負担等について協議しなければならない。但し、既に第 55 条の協議の対象となっているものについては、この限りではなく、本章の規定は適用しない。

- 2 前項の協議にかかわらず、当該「不可抗力」が生じた日から 60 日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は、当該「不可抗力」に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本件事業を継続するものとする。この場合において、「不可抗力」による損害及び追加的な費用の負担等は、別紙 10 に定める負担割合によるものとする。
- 3 「不可抗力」により乙が「運営・維持管理業務」の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額を「サービス対価 2」から減額することができるものとする。

(「不可抗力」への対応)

第98条 「不可抗力」によりこの契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は「本件施設」に重大な損害が発生した場合、乙は、当該「不可抗力」の影響を早期に除去すべく、「要求水準書」で求める範囲内で対応を行うものとする。

- 2 前項の対応に要する費用は乙の負担とし、前条第 2 項の損害又は追加的な費用には該当しないものとする。

第 11 章 保 険

(保険加入義務)

第99条 乙は、「建設工事」に関しては、「施工企業」又は「火葬炉企業」に対し、建設中の物件の保全に関する保険及び工事に起因する第三者賠償責任保険に加入するよう義務

づけなければならない。但し、乙がかかる保険に加入する場合は、この限りではない。

- 2 乙は、第 49 条の規定により「引渡後設置火葬炉設備」を設置するときは、「火葬炉企業」に対し、設置中の物件の保全に関する保険及び工事に起因する第三者賠償責任保険に加入するよう義務づけなければならない。但し、乙がかかる保険に加入する場合は、この限りではない。
- 3 乙は、「運営・維持管理業務」に関しては、「本件施設」の引渡後この契約終了時まで、「本件施設」の保全に関する保険及び第三者賠償責任保険に加入しなければならない。但し、乙から「運営・維持管理業務」の一部を一括して委託された第三者が同様の保険に加入した場合は、この限りでない。
- 4 乙は、前項に定める保険のほか、「民間事業者提案」に従い保険に加入し、又は第三者をして加入させなければならない。
- 5 乙又は第三者が、前 4 項の規定により保険契約を締結(更新を含む。)したときは、乙はその証券を直ちに甲に提示し、その写しを提出しなければならない。
- 6 第 1 項から第 4 項の規定に従い乙が加入し、又は第三者に加入させるべき保険の詳細は別紙 11 のとおりとする。

第 12 章 その他

(乙の権利義務の譲渡)

第100条 乙は、事前に甲の承諾を得なければ、この契約上の地位及びこの契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分(譲渡予約権の設定を含む。)をしてはならない。

- 2 乙は、事前に甲の承諾を得なければ、合併、株式交換・移転、会社分割、営業譲渡その他会社の基礎の変更をしてはならない。株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行並びに資本の増加又は減少、株式の消却についても、同様とする。
- 3 甲は、前 2 項に定める行為が、乙の経営若しくは「本事業」の安定性を阻害し、又は甲の「本事業」に関与することが適当でない者が参加することとなると認める場合には、承諾を与えないことができる。

(乙の兼業禁止)

第101条 乙は、この契約の履行以外の業務を行ってはならない。但し、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(会社の役員)

第102条 乙は、会社法(平成17年法律第86号)第326条第2項に従い、その定款に会計監査人及び監査役の設置にかかる規定を置き、この契約の期間中これを維持しなければならない。

2 乙は、役員(会社法第329条にいう役員をいう。)及び会計監査人に異動があったとき、及びその他乙の商業登記の登記事項に変更があったときは、変更後の登記事項証明書を添えて、速やかに甲に報告しなければならない。

(経営状況の報告等)

第103条 乙は、この契約の終了にいたるまで、各「事業年度」の最終日までに、翌年度の予算の概要を甲に提出しなければならない。

2 乙は、この契約の終了にいたるまで、各「事業年度」ごとに、会計監査人及び監査役の監査を受け、株主総会の承認を受けた計算書類(会社法第435条第2項にいう計算書類をいう。)及び株主総会に報告された事業報告並びにこれらの付属明細書の写しを、当該「事業年度」の最終日から3ヶ月以内に、甲に提出しなければならない。

3 乙は、指定管理者として行う「本件施設」の管理業務に係る出納関連の事務については、地方自治法及び宇都宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年宇都宮市条例第1号)に基づく監査の対象となることに留意し、かかる監査が実施されるときには、これに協力しなければならない。

(遅延利息)

第104条 甲又は乙がこの契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、甲又は乙は、未払額につき遅延日数に応じ、年3.4%の割合でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。但し、この年率は、遅延利息支払時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する率の改定に従い改定するものとする。

(守秘義務)

第105条 甲及び乙は、この契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方(本条において以下「情報開示者」という。)の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理していることを相手方に明示した情報(以下「秘密情報」という。)を、この契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また次の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

(1) 本事業に関して、乙の株主及び乙に融資を行う金融機関に対し開示する場合

- (2) 本事業に関して、前号のこれらの者に助言を行う弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントに対し開示する場合
 - (3) 本事業に関して、甲に助言を行う弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントに対し開示する場合
 - (4) 甲が定める情報公開条例その他の法令等の適用を受ける場合
- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
- (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
 - (2) 第三者から正当に入手した情報
 - (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
 - (4) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報
- 3 本条に定める秘密保持義務は、この契約の終了後も 5 年間その効力を有するものとする。
- 4 乙は、本条のほか、第 12 条の情報管理の責務を負うことにも留意しなければならない。乙について、本条と第 12 条の双方の適用がある場合は、第 12 条の適用を優先する。

(著作権の帰属等)

第106条 甲が、本事業のプロポーザル公募手続において及びこの契約に基づき、乙に対して提供した情報、書類、図面等(甲が著作権を有しないものを除く。)の著作権等は、甲に帰属する。

(著作権等の利用等)

第107条 甲は、「成果物」及び「本件施設」について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

- 2 「成果物」及び「本件施設」のうち著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当するものに係る同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利(次条において「著作権者の権利」という。)の帰属は、同法の定めるところによる。
- 3 乙は、甲が「成果物」及び「本件施設」を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者(甲を除く。)をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
- (1) 著作者名を表示することなく「成果物」の全部若しくは一部又は「本件施設」の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 「成果物」を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

- (3) 「本件施設」の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして「成果物」について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 「本件施設」を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 「本件施設」を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 「成果物」及び「本件施設」の内容を公表すること。
 - (2) 「本件施設」に乙の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 「成果物」を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第108条 乙は、自ら又は著作権者をして、「成果物」及び「本件施設」に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第109条 乙は、「成果物」及び「本件施設」が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

- 2 乙は、「成果物」又は「本件施設」が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(工業所有権)

第110条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。但し、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって乙が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第13章 協議会

(協議会の設置)

第111条 甲及び乙は、必要と認めるときは、「本事業」の実施に関する協議を行うことを目的として、協議会を設置することができる。

第14章 雑則

(甲の支払)

第112条 甲は、この契約に基づいて乙に金銭を支払う場合において、乙が甲に対して期限の到来している債務を負担しているときは、当該債務の金額を控除したうえで乙に対する支払を行うことができる。

(疑義に関する協議)

第113条 甲及び乙は、この契約の実施に当たって疑義が生じた場合には、誠意を持って協議しなければならない。

(金融機関等との協議)

第114条 甲は、「本事業」の継続性を確保するため、乙に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

(裁判管轄)

第115条 この契約に関する訴の管轄は、甲の所在地を管轄区域とする宇都宮地方裁判所とする。

別紙 1 事業場所（第 17 条関係）

※ 要求水準書別紙 1「事業区域図」に同じ。

別紙2 事業日程（第7条及び第24条関係）

日程	内容
平成●年●月～平成●年●月●日	「本件施設」の設計・建設期間
平成●年●月末まで	基本設計の終了
平成●年●月末まで	実施設計の終了
平成●年●月●日	「本件施設」の完成予定日
平成●年●月●日	「本件施設」の引渡予定日
平成●年●月●日	「本件施設」供用開始予定日
平成●年●月●日～平成●年●月●日	「本件施設」の維持管理期間

別紙3 事業概要（第5条関係）

1. 施設概要

（「民間事業者提案」に従い、「本件施設」の概要を記載する。）

2. 運営概要

（「民間事業者提案」に従い、「本件施設」の運営の概要を記載する。）

別紙4 「完成図書」 (第4条関係)

「本件施設」の引渡時に提出する「完成図書」

- ※ 提出図書は CAD データも提出すること。(AutoCAD, JWCAD(dxfl)等によるもの。それ以外については dxfl 変換を行なうこと。)
- ※ 提出する図書は上記の内容を予定しているが、その他必要な事項等については乙との協議による。
- ※ 提出時の体裁、部数等については、別途甲の指示するところによる。

保 証 書(案)

-
- 様

〔「施工企業」〕及び〔「火葬炉企業」〕(以下「保証人」と総称する。)は、(仮称)宇都宮市新斎場整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関連して、[SPC](以下「事業者」という)が宇都宮市(以下「市」という。)との間で締結した平成●年●月●日付け事業契約(以下「事業契約」という。)に基づいて、事業者が市に対して負担するこの保証書第 1 条の債務(以下「主債務」という。)を事業者と連帯して保証するため、この保証書を市に差し入れます。(以下「本保証」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとします。

(保証)

第 1 条 保証人は、事業契約書第 48 条に規定する事業者の債務を各自事業者と連帯して保証します。但し、事業契約書 48 条の瑕疵担保に関し、当該瑕疵が「本件施設」のうち火葬炉設備に関し生じたものであることを[施工企業]が明らかにしたときは、[施工企業]は本保証書による当該瑕疵に関する保証の責任を免れ、当該瑕疵が火葬炉設備を除く「本件施設」に生じたものであることを[火葬炉企業]が明らかにしたときは、[火葬炉企業]は本保証書による当該瑕疵に関する保証の責任を免れるものとします。

※「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事に関しこの別紙 5 に準じた保証書が作成される場合、第 1 条の但書は削除することとします。

(通知義務)

第 2 条 市が、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを保証人に対して通知した場合、本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとします。

(保証債務の履行の請求)

第 3 条 保証人は、市より送付された市が定めた様式による保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始します。なお、市及び

保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとします。

- 2 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了します。

(求償権の行使)

第 4 条 保証人は、市の承諾がある場合を除き、事業契約に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使しません。但し、求償権を行使しても事業者の事業契約の履行に影響がないと市が認めた場合は、この限りではありません。

(終了及び解約)

第 5 条 保証人は、本保証を解約しません。

- 2 本保証は、主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとします。

(裁判管轄)

第 6 条 本保証に関する訴の管轄は、甲の所在地を管轄区域とする宇都宮地方裁判所とします。

(準拠法)

第 7 条 本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとします。

以上の証として本保証書が 3 部作成され、保証人はこれに署名し、1 部を市に差し入れ各 1 部を自ら保有します。

平成●年●月●日

保証人： [施工企業] ●
代表者

保証人： [火葬炉企業] ●
代表者

別紙6 モニタリング及び減額等（第52条、第54条、第66条、第80条及び第86条関係）

1. モニタリング及び業務改善勧告等

(1) 甲によるモニタリング

甲は、乙が実施する「運営・維持管理業務」について、「業務報告書」（日報、月報及び年報）の内容の確認に加えて、必要に応じた随時の「本件施設」への立入り並びに乙が実施する利用者、葬祭業者等を対象としたアンケート及びヒアリングの確認等を通じて、要求水準を満たしているか否かを確認する。

(2) 業務改善勧告

ア 甲は、(1)のモニタリングの結果、乙が実施する運営・維持管理業務において「運営業務要求水準」を満たしていない事項が判明した場合、乙に対して業務改善勧告を行うことができる。

イ 甲は、乙に対して業務改善勧告を行った場合、以下のペナルティポイントを与える。

- | |
|---|
| <p>A：本件施設の運営の実施，利用者の利便性等に対して影響がない場合又はほとんどないと判断される場合(1ポイント)
(例)建物等の保守管理の未実施，緑地の管理水準の一時的な低下，清掃の一時的な不行き届き，甲が使用する霊安室の確保の不備，各種記録の未作成又は紛失</p> <p>B：本件施設の運営の実施，利用者の利便性等に対して影響を与えた場合又は与えると見込まれた場合(3ポイント)
(例)利用者からの心づけの受領，遺族の心情に対する職員の配慮の欠如，残骨灰及び集じん灰の管理及び処理の不徹底，甲による指示等への違反</p> <p>C：本件施設の運営の実施，利用者の利便性等に対して，著しい影響を与えた場合又は与えると見込まれた場合(5ポイント)
(例)営業日又は営業時間の未達成，火葬件数に対応した運営体制の不備，棺や焼骨の取り違えの発生，乙の過失による個人情報漏洩</p> <p>D：「運営業務要求水準」を満たさない事項が発生したことにより，利用者に対し重大な危害を及ぼした場合(10ポイント)
(例)乙の過失による死傷事故の発生，売店等業務における食中毒の発生，使用料金等の不当な徴収又は不正な管理</p> |
|---|

ウ 乙は、業務改善勧告を受けた場合、1 週間以内に業務改善計画書を作成のうえ提出し、甲の確認を受けなければならない。

エ 乙は、ウの業務改善計画書に基づき速やかに当該業務の改善を行うとともに、業務改善報告書を作成のうえ提出し、甲の確認を受けなければならない。

オ 甲は、乙に対して業務改善勧告を行ったにもかかわらず、乙から1 週間以内に業務改善計画書が提出されない場合又は1 か月以上当該業務の改善が認められない場合、乙に対して当該業務に関する再度の業務改善勧告を行うことができる。

(3) 乙による異議申し立て

ア 乙は、甲が行った業務改善勧告について、その内容が妥当でないと乙が判断した場合は、甲に異議申し立てを行うことができる。

イ アの異議申し立てがあった場合、甲と乙は、業務改善勧告の内容について速やかに協議を行う。

2. モニタリング結果に基づくサービス対価 2 の減額等

(1) サービス対価 2 の減額

甲は、1. (2)アの業務改善勧告を行った場合、業務改善勧告を行ってから改善が認められるまでの期間のサービス対価 2 (消費税等を除く。以下、本別紙において同じ。)について、(2)に基づき算出された額を減額することができる。

(2) 減額の算出

ア 甲は、1. (2)イのペナルティポイントが四半期毎に累計 5 ポイントを超える場合に、四半期毎に以下の算式で減額を算出し、10%相当分を上限としてサービス対価 2 を減額することができる。

$$\text{減額分} = \text{当該四半期のサービス対価 2} \times 1/10 \times S / 10$$

S : 四半期のペナルティポイントの累計 (但し、 $5 \leq S \leq 10$)

イ 甲は、1. (2)エにより乙に対して再度の業務改善勧告を行った場合は、アの減額に加えて、当該勧告を行った日が属する四半期のサービス対価 2 について、さらに 10%相当分を上限として減額することができる。

ウ 甲は、同一の業務に関する業務改善勧告が 3 四半期以上継続した場合、当該業務に係る当初の業務改善勧告を行った月を含む 3 四半期以降のサービス対価 2 について、

100%相当分を上限として減額することができる。

- エ 甲は、業務改善勧告又は再度の業務改善勧告の対象となった業務の内容が改善されたことが業務改善報告書により確認された場合には、減額を解除するとともに、ペナルティポイントを翌四半期に持ち越さないこととする。
- オ 甲は、乙が 1. (3) アの異議申し立てを行った場合、甲乙の協議が終了するまでの間、サービス対価 2 の減額を猶予する。但しこの場合、甲は、1. (3) イの協議が終了するまでの間、当該減額の 2 倍の額(但し、ア～ウに規定された限度額の範囲内の額とする。)について、サービス対価 2 の支払いを留保することができる。

(3) 業務の停止等

- ア 甲は、乙が本事業の実施により利用者、近隣住民等に著しい危害を及ぼした場合又は及ぼす可能性がある場合は、乙の運営・維持管理業務の全部又は一部に対して、理由を示した書面によりその停止を命ずることができ、乙は、これに速やかに応じなければならない。
- イ 甲は、アの著しい危害が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、業務停止期間中の乙の収入に関する補填を行わない。
- ウ 甲は、アの著しい危害が乙の責めに帰すべき事由による場合、(2)にかかわらず、サービス対価 2 を業務停止期間に応じた日割り計算で減額することができる。
- エ 甲は、アの著しい危害が不可抗力による場合、サービス対価 2 から業務停止期間に発生を免れた費用を日割り計算で減額することができる。
- オ 甲は、乙に対して業務の停止を命ずる前の乙の業務が要求水準を満たしていないことが確認された場合、乙に対して業務改善勧告を行ったうえでペナルティポイントを付与することができる。
- カ 甲は、乙が業務停止の原因を解決した場合は、速やかに停止の命令を解除する。
- キ 乙は、甲による業務停止命令に異議がある場合、1. (3) の規定に準じた異議申し立てを行うことができる。

3. モニタリング結果に基づく契約の解除

甲は、1. (2) に定める業務改善勧告又は 2. (3) の業務の停止等を繰り返してもなお、業務改善勧告の対象となった業務の内容が改善される見込みがない、若しくは乙の責めに帰すべき事由により利用者、近隣住民等に著しい危害を及ぼした状態又はその可能性が解消される見込みがないと判断した場合、この契約を解除することができる。

別紙7 サービス対価の支払について（第77条及び第78条関係）

※ 募集要項別紙2「サービス対価の算定及び支払方法」1及び2に基づき、具体的な金額とともに記載する。

別紙8 サービス対価の改定方法（第79条関係）

※ 募集要項別紙2「サービス対価の算定及び支払方法」4に基づき記載する。

別紙9 法令変更による追加的な費用の負担割合（第95条関係）

	甲負担割合	乙負担割合
① 「本事業」に直接関係する法令の制定又は改廃の場合	100%	0%
② ①の法令以外の法令の制定又は改廃の場合	0%	100%

なお、①の本件事業に直接関係する法令とは、特に「本件施設」及び「本件施設」と類似のサービスを提供する施設の設計、建設、運営・維持管理その他に関する事項を直接的に規制することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び乙に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。

別紙 10 「不可抗力」による損害及び追加的な費用の負担割合（第 45 条及び第 97 条関係）

1 「本件施設」の引渡し前に「不可抗力」が生じた場合

乙が「本件施設」の引渡しを行う前に、「不可抗力」により、「本件施設」及び「備品」あるいは現場に搬入済みの資材等に損害(実損に限る。)が生じた場合、又は、その他「不可抗力」により乙の「本件施設」の設計・建設の費用(実費に限る。)に追加的な費用が生ずる場合、当該損害及び追加的な費用(いずれについても乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)については、「サービス対価 1」(但し消費税を含み割賦金利を除く金●円とする。以下、本項において同じ。)の総額の 1%を超える部分について合理的な範囲で甲が負担するものとする。但し、「不可抗力」の発生により、第 99 条第 1 項の保険の保険金が支払われる場合で、当該保険金のうち「不可抗力」による損害に充当されるべき金額が「サービス対価 1」の総額の 1%を超える場合には、当該超過金額は甲が負担すべき金額から控除する。

2 「本件施設」の引渡し後に「不可抗力」が生じた場合

乙が「本件施設」の引渡しを行った後に、「不可抗力」により、「本件施設」及び「備品」に損害(実損に限る。)が生じた場合、又は、その他「不可抗力」により乙の「運営・維持管理業務」の実施に追加的な費用(実費に限る。)が生ずる場合、当該損害及び追加的な費用(いずれについても乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)については、当該「不可抗力」が発生した日が属する「事業年度」に支払われるべき「サービス対価 2」の総額の 1%を超える部分について合理的な範囲で甲が負担するものとする。但し、「不可抗力」の発生により、第 99 条第 2 項の保険の保険金が支払われる場合で、当該保険金のうち「不可抗力」による損害に充当されるべき金額が当該「不可抗力」が発生した日が属する「事業年度」に支払われるべき「サービス対価 2」の総額の 1%を超える場合には、当該超過金額は甲が負担すべき金額から控除する。

3 「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事中に不可抗力が生じた場合

乙が「引渡後設置火葬炉設備」の引渡しを行う前に、「不可抗力」により、「引渡後設置火葬炉設備」あるいは現場に搬入済みの資材等に損害(実損に限る。)が生じた場合、又は、その他「不可抗力」により乙の「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事の設計・建設の費用(実費に限る。)に追加的な費用が生ずる場合、当該損害及び追加的な費用(いずれについても乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)については、「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事に要する費用の総額の 1%を超

える部分について合理的な範囲で甲が負担するものとする。但し、「不可抗力」の発生により、第 99 条第 1 項の保険の保険金が支払われる場合で、当該保険金のうち「不可抗力」による損害に充当されるべき金額が「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事に要する費用の総額の 1%を超える場合には、当該超過金額は甲が負担すべき金額から控除する。

別紙 11 乙等が加入すべき保険（第 99 条関係）

1. 「建設工事」に係る保険

(1) 建設工事保険

保険内容 : 「建設工事」に関して発生した工事目的物の損害を担保する。

担保範囲 : 「建設工事」のすべての工事を対象とする。

保険期間 : 「建設工事」の着工日から「引渡予定日」までの全期間とする。

保険契約者 : 乙, 「施工企業」, 「火葬炉企業」のいずれかとする。

被保険者 : 乙, 「設計企業」, 「工事監理企業」, 「施工企業」, 「火葬炉企業」及びそのすべての下請負者(リース仮設材を使用する場合は, リース業者を含む。)ならびに甲を含むものとする。

保険金額 : 「建設工事」の工事費(消費税等を含む。)とする。

免責事項 : 10 万円/1 事故以下とする。

(2) 第三者賠償責任保険

保険内容 : 「建設工事」に伴って派生した第三者(甲の職員, 来客, 見学者, 通行者, 近隣住民を含む。)に対する対人及び対物賠償損害を担保する。また, 建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

担保範囲 : 「建設工事」のすべての工事を対象とする。

保険期間 : 「建設工事」の着工日から「引渡予定日」までの全期間とする。

保険契約者 : 乙, 「施工企業」, 「火葬炉企業」のいずれかとする。

被保険者 : 乙, 「設計企業」, 「工事監理企業」, 「施工企業」, 「火葬炉企業」及びそのすべての下請負者(リース仮設材を使用する場合は, リース業者を含む。)ならびに甲を含むものとする。

保険金額 : 対人 1 億円/1 名, 10 億円/1 事故以上, 対物 1 億円/1 事故以上とする。

免責事項 : 5 万円/1 事故以下とする。

2. 「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事に係る保険

(1) 建設工事保険

「建設工事」に係る建設工事保険に準ずるものとする。

(2) 第三者賠償責任保険

「建設工事」に係る第三者賠償責任保険に準ずるものとする。

3. 「運営・維持管理業務」に係る保険

(1) 施設賠償責任保険

保険内容 : 「本件施設」の使用, 管理の欠陥に起因して派生した第三者(甲の職員, 来客, 見学者, 通行者, 近隣住民を含む。)に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

担保範囲 : 「本事業」の契約対象となっているすべての施設を対象とする。

保険期間 : 「本件施設」の「供用開始日」からこの契約の終了日までの全期間とする。

保険契約者 : 乙, 「運営企業」, 「火葬炉運転企業」, 「維持管理企業」のいずれかとする。

被保険者 : 甲, 乙, 「運営企業」, 「火葬炉運転企業」, 「維持管理企業」及びそのすべての下請負者とする。

保険金額 : 対人1億円/1名, 10億円/1事故以上, 対物1億円/1事故以上とする。

免責事項 : 5万円/1事故以下とする。

(2) 火災保険

保険内容 : 「本件施設」が火災, 落雷, 爆発又は水災等で被害を受けた場合にその損害を担保する。

担保範囲 : 「本事業」の契約対象となっているすべての施設を対象とする。

保険期間 : 「本件施設」の「供用開始日」からこの契約の終了日までの全期間とする。

保険契約者 : 乙, 「運営企業」, 「火葬炉運転企業」, 「維持管理企業」のいずれかとする。

被保険者 : 甲とする。

保険金額 : (「民間事業者提案」に従い記載する。)

免責事項 : 5万円/1件以下とする。

(3) 施設入場者傷害保険

保険内容 : 「本件施設」の使用, 管理の欠陥に起因して派生した「本件施設」への入場者のケガを補償する。

担保範囲 : 「本事業」の契約対象となっているすべての施設を対象とする。

保険期間 : 「本件施設」の「供用開始日」から本契約の終了日までの全期間とする。

保険契約者 : 乙, 「運営企業」, 「火葬炉運転企業」, 「維持管理企業」のいずれかとする。

被保険者 : 不特定多数の入場者とする。

保険金額 : 死亡 300 万円/人以上, 入院 3 千円/人・日以上, 通院 2 千円/人・日以上とする。

- (4) その他乙において必要と判断する保険
(「民間事業者提案」に従い記載する。)

別紙 12 「引渡後設置火葬炉設備」の設置手順（第 49 条関係）

1. 乙は、「引渡後設置火葬炉設備」の引渡予定日の 1 年前ないし 2 年前であって甲が乙の意見を聴取して定める日までに、整備の全体工程を記載した全体工程表を甲に提出して、甲の承諾を受けるものとする。
2. 乙は、全体工程表に従い、「引渡後設置火葬炉設備」の基本設計図書及び実施設計図書を作成し、甲に提出して、甲の確認を受けるものとする。「引渡後設置火葬炉設備」の設計及び設置工事については、作業スケジュールは前項の全体工程表に従う。
3. 乙は、前項に従い実施設計図書の確認を受けた後、「引渡後設置火葬炉設備」の設置作業を実施する。
4. 乙は、「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事の着工前に、第 27 条に準じて施工計画書を作成し、甲に提出してその承諾を受けなければならない。乙は、甲の承諾を受けた施工計画書に定める日程に従って作業を実施する。
5. 「引渡後設置火葬炉設備」の設計及び設置工事については、第 3 章(第 23 条第 2 項及び第 25 条を除く。)及び第 4 章の規定(但し第 29 条, 第 30 条, 第 33 条, 第 34 条, 第 41 条, 第 46 条, 第 49 条を除く。)を準用する。この場合において、本別紙 12 の末尾の表 1 左欄にある用語については、第 4 条にかかわらず同表右欄にある意味を有するものとし、また、本別紙 12 の末尾の表 2 の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えられるものとする。
6. 乙は、前項が準用する第 42 条に従い「引渡後設置火葬炉設備」の完成確認の通知を受領したときは、第 1 項の全体工程表に定める引渡予定日までに、関連する完成図書と共に「引渡後設置火葬炉設備」を甲に引き渡すものとする。
7. 前項による引渡後、第 75 条に従い、「引渡後設置火葬炉設備」の排ガス等検査を実施する。

表 1

「完成予定日」	「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事の施工計画書に示された完成予定日をいう。
「基本設計図書」	「引渡後設置火葬炉設備」の基本設計図書をいう。
「実施設計図書」	「引渡後設置火葬炉設備」の実実施設計図書をいう。
「設計図書」	「引渡後設置火葬炉設備」の基本設計図書及び実施設計図書をいう。
「本件施設」	「引渡後設置火葬炉設備」をいう。
「建設工事」	「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事をいう。
「引渡予定日」	「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事の施工計画書に示された引渡予定日をいう。
「供用開始日」	「引渡後設置火葬炉設備」の供用開始予定日をいう。

表 2

第 20 条第 1 項 第 1 文	「本件施設」(火葬炉を除く。)の設計を「設計企業」に、火葬炉の設計を「火葬炉企業」に、それぞれ	「引渡後設置火葬炉設備」の設計を「火葬炉企業」に、
第 20 条第 1 項 第 2 文	「設計企業」以外の者に「本件施設」(火葬炉を除く。)の設計業務を、 「火葬炉企業」以外の者に火葬炉の設計を、	「火葬炉企業」以外の者に「引渡後設置火葬炉設備」の設計を、
第 20 条第 2 項 第 1 文	「設計企業」が「本件施設」(火葬炉を除く。)の設計の一部を「設計企業」以外の者に実施させる場合又は火葬炉の設計を「火葬炉企業」以外の者に実施させる場合には、	「火葬炉企業」が「引渡後設置火葬炉設備」の設計の一部を「火葬炉企業」以外の者に実施させる場合には、
第 20 条第 2 項 第 2 文	「設計企業」又は「火葬炉企業」	「火葬炉企業」
第 20 条第 3 項	「設計企業」及び「火葬炉企業」並びにその他の第三者	「火葬炉企業」及びその他の第三者
第 23 条第 3 項	前 2 項	第 1 項

第 23 条第 4 項	第 1 項又は第 2 項	第 1 項
第 24 条第 1 項	別表 2 の日程表	「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事にかかる全体工程表
第 26 条第 3 項	「本件施設」を完成するために必要な一切の手段	「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事を実施するための一切の手段
第 27 条第 2 項	建設期間中	「引渡後設置火葬炉」の設置工事期間中
第 28 条第 1 項 第 1 文	「建設工事」(火葬炉の施工を除く。)を「施工企業」に、火葬炉設備の施工を「火葬炉企業」にそれぞれ	「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事を「火葬炉企業」に
第 28 条第 1 項 第 2 文	「施工企業」以外の者に「建設工事」(火葬炉設備を除く。)の請負を、「火葬炉企業」以外の者に火葬炉設備の施工を、それぞれ	「火葬炉企業」以外の者に「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事を、
第 28 条第 2 項 第 1 文	「施工企業」が「建設工事」(火葬炉設備を除く。)の一部を「施工企業」以外の者に実施させる場合、又は火葬炉設備の施工を「火葬炉企業」以外の者に実施させる場合には、係る「建設工事」	「火葬炉企業」が「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事の一部を「火葬炉企業」以外の者に実施させる場合には、係る設置工事
第 28 条第 2 項 第 2 文	「施工企業」又は「火葬炉企業」	「火葬炉企業」
第 28 条第 3 項	乙が「建設工事」の一部を「施工企業」及び「火葬炉企業」並びにその他の第三者	乙が「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事の全部又は一部を「火葬炉企業」並びにその他の第三者
第 36 条第 2 項	乙又は「施工企業」	乙又は「火葬炉企業」
第 36 条第 3 項	「施工企業」若しくは「工事監理企業」	「火葬炉企業」
第 39 条第 1 項	「本件施設」	「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事
第 45 条第 2 項	別紙 10 第 1 項	別紙 10 第 3 項
第 47 条第 5 項	「サービス対価 1」の総額(但し消費税を含み割賦金利を除く金●円とする。次項において同じ。)	「引渡後設置火葬炉設備」の設置工事に要する費用の総額
第 48 条第 5 項	「施工企業」及び「火葬炉企業」の連名で作成させ、	「火葬炉企業」に作成させ、

第 48 条第 5 項	別紙 5 に定める様式による。	別紙 5 に定める様式に準ずる。
-------------	-----------------	------------------